

# 高等部

## 生徒指導の手引き

愛知県立安城特別支援学校

## 目 次

はじめに	P 1
1 日常生活	P 1～2
2 通学	P 2～6
3 生徒会	P 6
4 部活動	P 7
5 問題行動発生時の対応	P 8
6 その他	P 8

## はじめに

高等部での生活は、社会へ出て行くための準備期間として、大変重要な三年間となります。規則正しい生活を送るという基本的なことだけでなく、社会のルールやマナーを守る大切さを理解し、実行していくことが大切です。

しっかりと目的意識をもって、いろいろなことに挑戦し、以下に示す本校のルールをしっかりと守って生活していきましょう。

## I 日常生活

### (1) 学習

- ① 授業を大切にし、始業の合図までには着席し、授業の準備をしましょう。
- ② 家庭での学習は計画を立て、自主的、積極的に行いましょう。
- ③ 新聞やテレビ、ラジオ、インターネット等のニュースを通して、社会の出来事に関心を持ちましょう。

### (2) 挨拶・返事

- ① 「おはようございます」「こんにちは」「さようなら」等の挨拶が自分から大きな声でできるようにしましょう。
- ② 名前を呼ばれたら、「はい」としっかり返事ができるようにしましょう。

### (3) 身だしなみ

- ① 常に清潔な身なりを心掛けるようにしましょう。
- ② ハンカチ、ティッシュを常に携帯しましょう。
- ③ 髪は常に清潔にし、パーマ、カール、脱色及び染色などはしないようにしましょう。また、肩より長い場合は、結ぶようにしましょう。

### (4) 持ち物

- ① 自分の物は、自分で管理しましょう。全て名前を書くようにしましょう。
- ② 学習に必要な物やお金は、持ってこないようにしましょう。
- ③ 急な雨に対応するため、折り畳み傘をかばんに入れておきましょう。
- ④ 通学かばんについては、特に指定はありませんが、華美な色の物は避け、使いやすい物を持つようにしましょう。

#### 持ってきてはいけない物の例

- |             |                       |                  |
|-------------|-----------------------|------------------|
| ・ゲーム（カード）   | ・おもちゃ                 | ・学校生活で必要のない本（漫画） |
| ・個人のタブレット端末 | ※分からない場合は、担任に相談しましょう。 |                  |

### (5) 通学靴及び上靴・体育館シューズ

- ① 本校規定のものはありません。華美でない色や履きやすい物を使用しましょう。
- ② 上履はスリッパではなく、バレーシューズ等を履くようにしましょう。
- ③ 靴販売店で購入してください。以下の店でも購入できます。

#### 〈取扱業者〉

エビスヤ 安城市桜井町大役田8-2 電話(0566)99-0073

## (6) 身分証明書

一人通学生は常時携帯しましょう。万が一、紛失した場合は再発行の必要があります。

## (7) 制服

- ① シャツを出したり、ズボンを下げてはいたりしない等、清潔な身なりをこころがけましょう。
- ② スカートの丈は、膝頭が隠れる程度の長さの物を着用しましょう。
- ③ 防寒着は、紺、黒、グレー、クリーム色等（華美ではない物）のベスト及びカーディガンやコート、ブルゾンを着用しましょう。

○以下の物を基準とします。

夏服	・白のカッターシャツ、ブラウス ・指定のスラックス、スカート
冬服	・紺のブレザー ・白のカッターシャツ、ブラウス ・指定のネクタイ、リボン ・指定のスラックス、スカート

## (8) 運動服

- ① 本校指定の運動服です。洗濯したものを着用するなど、清潔な身なりをこころがけましょう。
- ② 制服・運動服は以下の店で購入できます。購入方法については、「安城特別支援学校の生活」を確認してください。

〈取扱業者〉

ノノヤマ洋服株式会社 豊田市若林東町棚田66-1 電話(0565)-52-3754

## 2 通学

下表のように3通りの通学方法があります。

○一人通学	・公共交通機関 ・自転車 ・徒歩
○スクールバスでの通学	・バス停まで保護者送迎 ・バス停まで一人通学
○保護者送迎による通学	

### (1) 一人通学

公共交通機関を使って一人で通学することは、将来の社会自立及び職業自立に向けて大切なことの一つです。このことから、本校高等部の生徒は、原則一人通学としていますが、本人の実態や家庭の事情等により、一人通学が難しい場合もあります。

通学については、本人の実態に合った安全な方法を選択することが必要です。そのため、慎重かつ十分な検討が必要です。

## (2) 一人通学実施の必要条件

### 公共交通機関

- ① 乗客や友達に不快な思いをさせないなど、乗車ルールやマナーをしっかりと守れること。
- ② 交通ルールやマナーをしっかりと守れること。
- ③ 届け出た通学経路をしっかりと守って通学すること。
- ④ 困ったときや何らかのトラブルに巻き込まれたときに、家庭や学校に連絡したり、周りの人に助けを求めたりすることができること。
- ⑤ 定期券の提示等が正しくできること。
- ⑥ きちんとした身なりができること。

### 自転車

- ① 交通ルールやマナーをしっかりと守れること。
- ② ヘルメットを必ず着用すること。
- ③ 点検表に従って定期的に自転車点検を行い、学校に提出すること。
- ④ 届け出た通学経路をしっかりと守って通学すること。
- ⑤ 困ったときや何らかのトラブルに巻き込まれたときに、家庭や学校に連絡したり、周りの人に助けを求めたりすることができること。

※自転車損害賠償責任保険等の加入は義務です。必ず加入してください。

### 徒歩

- ① 交通ルールやマナーをしっかりと守れること。
- ② 届け出た通学経路をしっかりと守って通学すること。
- ③ 困ったときや何らかのトラブルに巻き込まれたときに、家庭や学校に連絡したり、周りの人に助けを求めたりすることができること。

## (3) 提出書類

### 一人通学開始前（練習時同様）

通学方法	提出書類
公共交通機関で通学する生徒	① 一人通学届
自転車で通学する生徒	② 一人通学チェックリスト
徒歩で通学する生徒	※②裏面の「一人通学経路票」は公共交通機関
スクールバス停までの一人通学生徒	利用のみ

※通学経路、方法などに変更があった場合は、速やかに訂正してください。

## (4) 定期券の購入

- ・初回の購入時－事務室で通学証明書を受け取り、必要事項を記入して事務室で証明を受けてください。証明を受けたものを定期券購入時に駅に提出してください。
- ・2回目以降－同一年度内であれば、定期券のみで購入できます。  
進級時など年度をまたぐ場合は、身分証明書が必要です。  
なお、以下の条件に該当する場合は、2回目以降でも初回購入時と同様の方法が必要となります。

- ・古い定期券を駅に提示・提出することができないとき。
- ・古い定期券の有効期間終了日から、新しく購入する定期券の使用開始日までの期間が2か月を超えるとき。
- ・区間または経路を変更するとき。

(5) スクールバスまたは送迎から一人通学に変更する場合

以下のような手順で進めていきます。変更を希望する場合は、担任に申し出てください。

	流れ	チェック	手続き	提出書類・その他
①	保護者			
②	担任		保護者から一人通学の希望が出たら、学年会で報告します。	
③	学年会	認・否	本人の実態等から十分検討します。	
④	生活指導部	認・否	学年会での結果を報告、検討します。	
⑤	部会	認・否	学年会、指導部会での結果を報告し、検討します。	
⑥	保護者		必要書類を提出します。	ア 一人通学届 イ 一人通学チェックリスト (一人通学経路票)
⑦	練習開始		期間は1週間から2週間程度とし、練習については、保護者又はそれに準ずる者が付き添うことを原則としますが、事情により移動支援の職員が付き添うことも可とします。	保護者以外の付き添いで練習する場合は、保護者が提出した書類(イ)を確認しながら行います。
⑧	保護者			練習終了後、担任にチェックリストを提出します。
⑨	担任及び生活指導部職員の確認	認・否	実際に生徒の様子を確認します。	提出された書類(ア)(イ)をもとに本人の様子を確認します。
⑩	学年会	認・否	確認した内容をもとに職員が検討します。追加資料が必要な場合は担任が作成します。	承認されない場合は保護者にその結果を伝え、再度練習を依頼します。
⑪	生活指導部	認・否	学年会での結果をもとに検討します。	上に同じ
⑫	部会	認・否	学年会、生活指導部会での結果をもとに、検討します。	上に同じ
⑬	保護者	認	承認されれば、一人通学の開始日を担任と調整します。	

## ○練習時の確認事項

- ・一人通学実施の必要条件及びチェックリスト等に基づいて確認します。
- ・練習中の様子について、担任と保護者とで随時連絡を取り合うようにします。

### (6) 通学途中に問題が発生した場合の対応

一人通学が認められた後に、条件を満たさない事由が生じた場合や、指導を行った上で改善が見られなかった場合は、一人通学を中断し、保護者による送迎等を依頼する場合があります。

### (7) スクールバスでの通学

- ・ お子さんの実態により、学校までの送迎をお願いする場合があります。
  - ・ スクールバスは小・中学部の児童生徒のためのものであり、小・中学部の児童生徒の乗車を最優先とします。
  - ・ バス発車時刻の5分前には、必ずバス停に集合してください。発車時刻を過ぎると発車しますので、ご了承ください。
  - ・ 下校時、バス停でのお迎えがない場合は、最終バス停まで迎えに来ていただきますので、最終バス停の場所をあらかじめ確認しておいてください。
  - ・ 同一のバス停で乗降車することが原則です。
  - ・ バス不乗の場合は、学校もしくは同じバス停の保護者の方に必ず連絡してください。
  - ・ バス停まで車で送迎される場合は、必ず決められた場所に駐車していただき、バスが発車したら速やかに車を移動させてください。
  - ・ お子さんの実態により、バスの乗降の補助をしていただくことがありますので、ご了承ください。
  - ・ 荷物はできる限り一つにまとめ、分かりやすいところに名前を書いてください。
- ※次のような基準で補助ベルト使用にご協力いただくことがあります。
- ・ 座席のシートベルトが身体に合わず、しっかりと座っていることが困難な場合。
  - ・ 座位が保てず、運行中に身体が不安定になってしまう場合。
  - ・ 座席のシートベルトを外してバス内を移動してしまう場合。
  - ・ バスの安全を考慮して運行に支障が生じる可能性がある場合。

### (8) 学校までの送迎について

- ・ 送迎の時刻  
登校時 午前8時45分頃  
下校時 午後3時10分以降  
特別時間 午前12時00分以降（始業式、終業式、特別時間割等）
- ・ 登校したら、必ず職員に声を掛けてください。

### (9) 送迎を代理の方に頼んで通学しなければならない場合の対応について

- ・ 学校から代理送迎者用の用紙を渡しますので、記入の上、担任に提出してください。
- ・ 緊急の場合は、学校へ速やかに連絡してください。
- ・ 日頃、送迎されていない家族の方が迎えに行く場合は、必ず担任にご連絡ください。  
なお、家族とは原則同居している成人の方とします。





## 4 部活動

本校の部活動のねらいは、興味・関心のある分野に自主的、継続的に取り組むことで、豊かで充実した学校生活を経験することと、学年や学級の枠を越えた活動や各種大会への参加、他校、地域との交流を通して豊かな人間形成を図ることです。また、部活動は集団の一員としての生き方を学び、共通の目標をもつことで連帯感や協調性などを育てる場でもあります。

### (1) 部活動の種類

①バスケットボール部 ②フライングディスク部 ③サッカー部 ④鼓隊部 ⑤美術部

### (2) 活動日

- ・朝練習－火、水、木に実施する。8:00～8:35(祝日明けの朝練習は実施しません。)
- ・午後練習－原則として毎週月曜日と金曜日の週2日で、15:00～15:45です。

### (3) 入部について

- ・対象は学校までの自力通学生とします。ただし、日常生活面や通学面での課題がある生徒については、入部を見合わせたり、一定期間の休部措置を講じたりする場合があります。
- ・入部に当たっては、仮入部期間もしくは体験入部期間を設け、その後、本人、担任、入部希望部顧問との相談及び高等部会の協議によって決定します。場合によっては、顧問、担任及び保護者と相談し、高等部会の承認によって決定します。退部、転部届が提出されない限り、卒業までその部の所属となります。

### (4) 各部の主な活動

#### ① バスケットボール部

愛びっくバスケットボール大会に向けての練習を行っています。日々の部活動での練習の他、土曜日の練習、他校との練習試合などの活動を行っています。また、F I Dバスケットボール大会にも参加しています。

#### ② フライングディスク部

愛びっくフライングディスク大会に向けての練習を行っています。日々の部活動での練習の他、大会前には土曜日の練習に取り組んでいます。また、あいち障害者フライングディスク大会にも積極的に参加しています。

#### ③ サッカー部

愛びっくサッカー大会に向けての練習を行っています。日々の部活動での練習の他、大会前には土曜日の練習にも取り組んでいます。また、愛知県知的障害者サッカー大会にも参加しています。

#### ④ 鼓隊部

日々の練習の成果を発表する場として、体育大会の開会式や、愛びっく各種大会前の壮行会などで演奏を披露しています。また、外部からの依頼を受けて演奏を披露することもあります。

#### ⑤ 美術部

芸術に親しむ気持ちを育てることを目標に、さまざまな作品展や公募展に向けての作品作りを行っています。これらの活動を継続して行うとともに、校内に掲示し発表することも行っています。

## 5 問題行動発生時の対応

### ○ 問題行動とは

学校生活及び家庭生活において、触法行為（飲酒・喫煙・万引きなど）や学校のルールに違反した行為（携帯電話の不正使用、無断アルバイト、無断免許取得、通学途中のトラブルなど）を言います。

上記のような問題行動が認められた場合は、本人の実態や家庭の状況等を十分考慮して、特別指導を行う場合があります。

## 6 その他

### (1) 外出・外泊

- ① 保護者同伴でない外出は、行き先、目的、帰宅時刻を必ず家の人に伝え、必ず身分証明書を携帯しましょう。
- ② 保護者同伴でない夜間の外出や外泊は認めません。
- ③ 男女二人で出かけることや、異性の自宅を訪問することは、原則として認めません。

### (2) アルバイト

原則として認めません。家庭の事情、進路先からの依頼等でやむを得ない理由がある場合は、学校が相談に応じます。

### (3) 運転免許証の取得

原則として認めません。ただし、以下の4点をすべて満たした者については認める場合があります。

- ① 就職内定者
- ② 会社側から免許取得の依頼を受けた者
- ③ 保護者から要望があった者
- ④ 学校が許可できると判断した者

### (4) 携帯電話

- ① 一人通学生のみ（スクールバス停までの一人通学生も含む）を対象とします
- ② 使用希望者は許可書を受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出してください。
- ③ 緊急時以外の使用は認めません。
- ④ 学校からの電話が着信できるようにしておいてください。
- ⑤ 午後8時以降の友達との通話やメール、SNS（LINE）等は原則禁止とします。
- ⑥ 本人の同意を得た上で、携帯の履歴等を職員が確認することがあります。
- ⑦ 各家庭で携帯電話使用のルールを決め、フィルタリングの設定等、適切に管理をしてください。

<例>インターネット、ゲーム及び通話等の制限、課金の禁止、ながらスマホ（歩行中、自転車乗車中）の禁止、公共の場での使用マナー等

- ⑧ ルールやマナーが守れない場合は、一定期間学校への持ち込みを禁止する場合があります。